

'Imperium extra ordinem' in the Roman Late Republic : A Study on Lex Gabinia (67 B. C.)

宮寄, 麻子
福岡大学

<https://doi.org/10.15017/3887>

出版情報 : 法政研究. 70 (4), pp.481-500, 2004-03-01. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



ローマ共和政末期の「異例の命令権」

——ガビニウス法（前六七年）の検討——

宮 寄 麻 子

はじめに

Imperium extra ordinem

ガビニウス・ポンペイウス・元老院

ガビニウス法の背景

終わりに——ガビニウス法はなぜ導入されたのか——

はじめに

前六七年、海賊掃討のための命令権が護民官A・ガビニウスによって提案され、平民会において可決された。その結果、グナエウス・ポンペイウスに対してこの命令権が与えられた。それは地中海全域の海岸線から約七五km以内に及ぶ三年期限のプロコンスル権限であり、また膨大な軍艦、正規軍団兵士と補助軍兵士、国庫金の使用およびポンペイウスの任意による副官の任用権を伴っていた⁽¹⁾。海賊に対抗するためのこの種の命令権には、前七四年に同じく海賊掃討のためにプラエトルのM・アントニウスが得たものがあるが、ポンペイウスのそれは後述するようにスケール・質ともに前例をはるかに凌駕している。そして海賊掃討を果たしたポンペイウスに対して、翌六六年にはポントゥス王ミトリダテスとの戦争の終結を目的としてさらに適用範囲を広げた命令権が、護民官C・マニリウスの提案により新たに付与されたのである⁽³⁾。その結果が、ミトリダテスに対するローマの最終的な勝利と地中海東部のローマ支配下への再編成であり、またポンペイウスの軍事的名声と政治的影響力の飛躍的増大であったことは周知のとおりである⁽⁴⁾。さて、ポンペイウスにこうした決定的な成果をもたらした前六七年以降の二つの命令権は、権限内容自体が通常の軍最高司令者のそれに比べてずばぬけて強大かつ広範囲であることは無論であるが、加えて前六七年時点では無任であったポンペイウスに、しかも彼単独に、こうした権限を認めたと一点においても、共和政の制度を逸脱したものであった。共和政末期にはこのような「異例の命令権 imperium extra ordinem」が頻出することが知られているが、前六七年にポンペイウスが得た権限はその典型例ということになる⁽⁵⁾。

しかしまた、そもそも前六七年だけではなく、ポンペイウスが、前八〇年代末以降前五〇年代末まで（すなわち彼の政治活動期間のほぼ全体）を通して、同様の異例な命令権を求め続けていることが知られている。彼のこうした命令権取得は長期の間に他の者に比べて格段に多く繰り返されており、ポンペイウスがこの方法を、当時のローマ政界におい

て権力を拡大するために有効な武器であることみなしていたことをうかがわせる。その中でも、前六七年、前六六年、そして前五七年のそれは、その規模、範囲において突出して大きな権力と影響力獲得の可能性を持っている、と言ってよい。さらにこの種の命令権は、後のカエサルや、とりわけオクタウィアヌスのそれと共通する性質を持っているがゆえに、共和政末期研究において重要視されてきた。⁽⁷⁾

こうした事情を踏まえて、筆者は以前ポンペイウスの前五七年の同種の命令権取得に関する論考をものしたことがある。⁽⁸⁾ それは当時ローマを襲った食糧危機を解決するため、「食糧供給のための配慮(Cura annonae)」の命令権がポンペイウスに与えられるに至る経緯を通して、元首政開始前夜の政治権力者が持っていた意識と行動を明らかにするための試みであったが、その際に筆者は一つの疑問を感じずにはいられなかった。ポンペイウスという共和政末期最大の権力者の一人が、その影響力を主に軍事的功績と名声を通して獲得・維持しつづけたことはあまりに有名であるが、彼のこうした経歴から見て、前五七年の命令権の目的はいかにも唐突な感を受ける。そもそも食糧供給問題が当時のローマにおける重要課題であり、また不足する穀物を地中海沿岸各地から調達するには大きな声望と人脈が必要であったことは言うまでもないとしても、異例の命令権が命令権であるがゆえに通常軍事的性格を帯びた任務のためのものであることを考えると、なぜこ食糧供給が同じように異例の命令権創出の理由となりえたのか。この素朴な疑問に解答を見出すためにはしかし、前五七年の事態の検討のみでは不可能であった。そこで、当時いかなる状況でこうした命令権が創出され得るのかを、ポンペイウスがこの種の命令権を最初に取得した前六七年に関して検討することが本論の目的である。この検討に入る前に、異例な命令権自体が共和政末期の政治において持ち得た意義を改めて確認しておこう。

Imperium extra ordinem

異例の命令権について、先行研究の評価は大きく二つに分かれる。古典的とも言える一つの見解は、上で紹介したように元首の先例としてポンペイウスを位置づけるものである。それは、こうした異例の命令権がその個別の獲得者にとって、制度を逸脱しているがゆえに通常の命令権行使では不可能な程度の声望と軍事力、そして政治権力の獲得の可能性をもたらし、その結果元老院による事実上の支配という共和政の政治体制を揺るがすことになった、という理解に基づいている。

しかしまた一方で、こうした見解に対する批判も早くからあった。その中でもすでに七〇年代にグルーアンが、共和政末期の政治史研究書の中で、その題名も「異例の命令権 imperium extra ordinem」なる補遺によって、ポンペイウスのそれをはじめとする異例の命令権の意義に対して全面的疑問を投げかけている。グルーアンは、異例な命令権と呼ばれるものの「異例」の意味を、①私的な立場の者 *privati* への命令権付与②権限の時間的な長さ⁹と適用する空間の広さ③属州統治への民会の介入という三点と整理した上で、どの点についても、共和政末期以前に多くの先例があることと、常に元老院のコントロールがあつたことを指摘して、これらの命令権は厳密にとらえれば制度を逸脱しているにしても、それは非常事態においては柔軟に制度外的な対処を行うという共和政の指導者層の体質から生じたものであり、従って元老院支配に対しての武器になることはなかった、と結論しているのである。ここでグルーアンが挙げるように、多様な先例があること自体は確かに史料上確認でき、その限りで彼の見解は説得力を備えていると見える。とはいえ、グルーアンのここでの議論には、筆者はいくつかの点で疑問を感じずにはいられない。まず彼が挙げている先例の大部分は第二次ポエニ戦争およびその前後の対外戦争に関連するものである。この点に関連して、グルーアン自身がローマ統治者層の本来的に柔軟な姿勢を表す例として引用しているキケローの前六六年の言葉を正確に思い返してみる必要が

あるだろう。彼は祖先達が「戦時においては」状況に即して行動した、と述べ、さらにポエニ戦争とヒスパニア戦争を例として上げている。つまりキケローが言う「非常事態」とは国家の消失さえあり得た、あるいは社会を根底から揺るがす「戦争」であったことを度外視すべきではないのではなからうか。¹⁰ そう考えるならば、統治者達がグルーアンが考えるほど本来的な柔軟性を備えていたとは必ずしも言えないだろう。

次に筆者にとって不可解に思われるのは、①について前六七年の命令権に対しては私人への権限付与ではなく単独の人物が大きな権限を取得することが反対の理由として上げられたことを指摘し、従って私人への権限付与が問題視されていなかった、と結論づけている点である。¹¹ 仮にこの考え自体が正しいとしても、ではなぜここで問題視された単独の個人への権限付与という事態については注目しようとしないのであるか。ディクタートルを除くすべての権限を複数の人物に適用するという政務官の制度から逸脱したこの点がむしろ、単独の最高権力者としての元首に通じるものとして重要であるように筆者には思われる。そして②に関して、実はグルーアンは時間的な幅のみを具体的に論じ、適用空間の広さにはほとんど言及していない。¹² しかし同一人物が長期間命令権を保持することにより兵士との紐帯と軍事的名声を得ることよりも、属州の枠を越えた命令権が創出されたことにこそより本質的に既存の体制にとって危険な権力の出現が示されているのではないだろうか。こうした命令権の前では③の属州統治に対する元老院のイニシアティブは意味を失うことになるだろう。

以上を見渡してみると、グルーアンの見解には頷きがたい面が多いと言わざるをえない。とりわけ上で述べたように、単独の人物に付与された、属州の枠を越える命令権の重要性は否定できない。従って、その中でも前六七年以降たびたび出現する、この二つの要素を兼ね備えた命令権の意義は大きい。ではなぜこの時にこのような命令権が創出されたのだろうか。それに関係する者達、提案者のガビニウス、命令権取得者のポンペイウス、そして上述のとおりであるなら当然こうした命令権を歓迎しなかったはずの元老院はその際に何を考え、何を指していかなる行動を起こしたのだから

説
うか。

論 これらの論点を検討するために、なによりもまず前六七年にガビニウス法がこのような命令権を提案してから平民会で可決されるまでの経緯とそれを巡る政治的動向を整理しつつ、先行研究の見解を説明しておこう。¹³

ガビニウス・ポンペイウス・元老院

前六七年、護民官A・ガビニウスが新たな命令権の設置を平民会に提案した際の経緯を叙述する史料は、一様に一般市民の賛成と元老院議員達の反対という反応を記している。その上で反対を巡っては、史料によってコーンスルの一人(C・カルプルニウス・ピソ)、元老院有力議員であったQ・ルタティウス・カトゥルス、およびガビニウスの二人の同僚護民官が市民集会(コンテイオー)で反対の演説をなしたが集まった市民達の激しい野次を受けたこと、護民官の一人L・トレベリウスが平民会でガビニウス案に拒否権を発動しようとしたところ、反対にガビニウスが彼の罷免を提案したため拒否権を撤回したこと、あるいは激昂した元老院議員達がガビニウスに暴力を振るおうとすると、逆に興奮した都市住民に襲いかかられ這々の体で逃げ出した、といった様々な経緯が具体的に語られている。¹⁴一方、命令権が賦与されると誰からも目されていたポンペイウス自身は、ガビニウスの提案についてはコメントをせず、ただ自身は休息が必要であると繰り返すのみであり、しかも法案に関する平民会投票当日にはローマを離れたという。¹⁵こうした状況で開催された平民会は、ガビニウス案を可決した。その翌日、平民会はポンペイウスに冒頭に述べた種々の権限を与え、¹⁶することを改めて決定した。¹⁷そしてポンペイウスは元老院議員の中から早速副官を選び、地中海各域に各々の配置を決めた。¹⁷

以上がガビニウス法導入までのあらましである。ここからまず、元老院が明確に命令権導入に反対していたことがわ

かる。その反対を押し切る形でガビニウスの提案を平民会が可決したが、その前には都市住民による元老院や政務職への暴力があった。先行研究の多くは、史料のこうした叙述を下敷きに、この事件を典型的な「門閥派」対「民衆派」の抗争の枠内で理解してきた。¹⁸この理解に関連して、上の経緯を巡る各要素について今少し踏み込んでみよう。

前五八年にはコーンスルとなるA・ガビニウスの政務官としての言動がしばしば元老院内の多数の利害と対立したことは確かであり、このことが、ほぼ自動的に典型的民衆派の一人としてガビニウスを位置づけてきた。¹⁹ここで彼のそうした人物評価や、まして当時の党派闘争理解に関して議論を展開する余地はないが、前六七年の命令権の提案に関してのみ言うと、彼が元老院支配への対抗手段としてそれを行ったと考える必要はない。むしろ既に先行研究が着目しているように、彼がポンペイウスと同郷であること、そして前六七年以前も以後もポンペイウスと極めて親密な関係にあり、彼のために貢献をなしているという事実によって、²⁰前六七年の彼の行動は説明できる。海賊掃討のための命令権の提案は、ポンペイウスへ権力をもたすため、という限りにおいて元老院と対立する性格のものであったと考えるてもよいだろう。

一方ポンペイウス自身はガビニウスの提案に事前から関与していた、というよりもっと大胆に言うことが許されるならば計画段階から指示を下していたと考えられている。彼が沈黙を守っていたにもかかわらずこうした理解が大勢を占めるのは、この時以外にも異例の命令権取得の際に、ポンペイウス自身が躊躇する様子を見せはするが少なくとも周囲の誰も彼が本心では望んでいることを疑わない、というパターンが常に史料に語られるからであるが、²¹海賊掃討のための命令権を得た後の極めて迅速な行動を合わせ考えても到底彼があらかじめ準備していなかったとは考えられないからでもある。

この点に関連して前七〇年代以降の、とりわけセルトリウス戦争の勝利で名声を高めるまでポンペイウスの地位と、前七〇年前後のそれとが比較される。つまり前七〇年にコーンスルに就任するまでの彼の権力は軍事的功績に基づくも

のであったが、この時以来彼の政界における影響力はむしろ低下した、⁽²²⁾と。この考えに従うならば、政治活動開始以来ほぼ初めて軍事行動の埒外で政界に影響力を行使しようとして成功できなかったポンペイウスが、再び軍事面での名声を欲した結果が、前六七年の命令権創出であった、ということになる。

しかしそもそもこの年、彼にすぐさまそうした命令権をもたらす状況はなかった。彼が求める異例な命令権の導入のためには、既に述べたように国家の存亡に関わるとき重大な「非常事態」が必要であったはずである。当時ローマにとってその種の「非常事態」とは、前七八年に再発したポントウス王ミトリダテスとの小アジアを巡る戦争であった。この戦争がローマの地中海東部における支配にとって大きな障壁となっていたこと、またこの戦争によって小アジアで活動していたローマの商人・徴税請負人が甚大な被害を被っていたこと、にもかかわらず前七八年からの所謂第三次ミトリダテス戦争を早期に終結させることができなかつたために、元老院の求心力自体が問われる事態となっていたことはここで詳しく述べるまでもない。⁽²³⁾しかし、この戦争における軍命令権は前七四年以来プロコンスルであったC・リキニウス・ルクルルスが握っていた。元老院の中心的人物であったルクルルスの保持していた命令権をポンペイウスへただちに移すのは困難であったはずである。⁽²⁴⁾

ここから前六七年と前六六年の命令権創出は、最初から練り上げられた一連の計画の結果と見なされてきた。というのも前六七年にガビニウスは、ルクルルスからポントウス・ビテュニアでの命令権を取り上げ、同年のコンスルM・アキリウス・グラブリオに与えているからである。この行動は、確かにやがてはポンペイウスへ対ミトリダテス戦争指揮権が付与されることを企図したことをうかがわせる。⁽²⁵⁾ルクルルスに代わって命令権を得たグラブリオはポンペイウスと親しい関係にあったことが知られており、ルクルルスからよりは彼からの方が、ポンペイウスへ指揮権をスライドさせることがはるかに容易であったことは間違いあるまい。⁽²⁶⁾

これに加えて重要と思われるのは、前六七年に問題となった海賊の跳梁は、次節で詳しく述べるように、当時ミトリ

ダテスの支援を受けて活発化していたという事実である。つまり前六七年に海賊掃討のための命令権を取得すれば、そこからミトリダテスに対抗する命令権を取得することはそれほど違和感がなかったはずだ。ポンペイウスはおそらく前六七年の段階で、海賊掃討のための命令権そのものを欲していたのではなく、当時のローマにとって最大の「非常事態」であり、それだけにそこでの成功は絶大な名声をもたらすことが目に見えていたミトリダテス戦争における軍の指揮とそれに必要な権限こそを指していた。従ってこの見解に沿うならば、前六七年の命令権創出の要因として、史料に挙げられている海賊問題の重要性は大きく後退し、むしろ実際はポンペイウスの権力獲得の手段という、政治的意味が本質をなすということになる。その意味で、前六七、六六年の命令権創出は「民衆派」的手法であったと言われるのである。²⁷

しかしながらこの見解に対して最近では、前六七年および翌年の命令権創出にこのような意味での「民衆派」的戦略を見出すことに批判が向けられるようになった。簡単に要旨を述べると、ルクルルスの罷免はポンペイウスの権力獲得の手段といった政治的意図からではなく、元老院の小アジア統治の展望から行われたものであり、従って当時のローマの対外政策上の姿勢を反映しているものである、ということになる。²⁸ 当時のミトリダテス戦争を含む小アジアの全体的な情勢を分析した上でこの批判もまた、少なくとも一定の説得力を備えていると筆者には受け取れる。二つの見解のうちどちらが前六七年（そして前六六年）の事態の本質を突いているのだろうか。この問題に対する一つのヒントとして、ここでまずは史料が述べるガビニウス法の直接の理由、すなわち海賊のローマにもたらした被害について検討してみよう。もしそれがローマ社会にとって「非常事態」と言えるほどの意味を持っていたならば、上述の批判は納得しえるということになるからである。その際とりわけ検討を必要とするのは、史料が述べる海賊の「被害」とは、具体的にはいかなる被害だったのか、という点である。

ガビニウス法の背景

(1) 前七〇年代の海賊問題

ガビニウス法の直接の理由として挙げられている海賊問題については既に多方面から様々な言及がなされているので、ここでは本論の検討内容に必要な情報のみを整理しておこう。地中海東部では古くから海賊が跳梁して、これが船舶や場合によつては沿岸部の住民を脅かしており、ローマ人もまたその被害を被ってきた。⁽²⁹⁾しかし、前一世紀に関しては、海賊がローマ人にもたらした被害に関する史料の叙述が、数、スケール共に突出している。では海賊は具体的にどのような被害をもたらしたのか。無論、史料は船舶や乗客からの金品の強奪、捕虜の殺害や身代金の強要ないし奴隷としての売却、あるいは港湾設備の破壊といった多様な被害を挙げている。しかしその中で注目すべきは、海賊の跳梁とその影響を述べるあらゆる史料が、最大の被害として海上交易の停滞に起因する穀物調達の困難という事態を挙げていることである。既に前二世紀末にはこれを原因とする食糧危機すら発生しており、特に前七〇年代以降に関してこの問題への言及は顕著に多い。⁽³⁰⁾

その一つの頂点が前七五年の食糧危機である。この時、ローマ住民は食糧不足のために暴動を起こし、コーンスルと翌年のプラエトル候補をウィア・サクラで追い回した挙げ句、元老院議員にも脅迫的な態度を見せている。⁽³¹⁾食糧危機に起因する住民の蜂起は、共和政末期の社会における都市民衆の争乱と暴力行為の一つの典型的なケースとして近年注目されているが、前七五年の事件はそうした例の最初のものである。⁽³²⁾そしてその後、この種の都市住民の騒乱や暴動はたびたび史料に現れることになる。

ここで問題となるのは、そもそもなぜ前七〇年代に、海賊の跳梁はそれほど激しさを増していたのかという点である

う。そこに先に挙げたポントウス王ミトリダテスの支援があった。

ミトリダテスは反ローマ的な多様な勢力をローマに対抗して自身の側に引きつけたのだが、その中にキリキア地方を拠点とした海賊がいたこともまた周知のことである。彼らの中にはこの時期、ローマの収奪によって生活基盤を奪われた結果、海賊行為を行うようになったものが多く含まれていたと言われる。つまり自らもローマに対して抵抗する理由を持つていた彼らを、ミトリダテスは戦列に加えただけでなく、彼らの略奪行為をローマに対する攪乱行為と見なした。とりわけ当時ヒスパニアでまだ元老院に頑強に対抗していたセルトリウスを援護するものとして、地中海西部にまで海賊の横行が拡大することを積極的に支援したため、この時期以降、その跳梁は勢いを増したのである。³³

上述の前七五年の場合、当時騒乱を起こした都市住民に対して、コーンスルが演説を行って、そこで食糧不足の原因を、東方とヒスパニアでの戦争に帰している。³⁴ これはこの年の食糧危機が、まさにすぐ上で述べたミトリダテスの作戦が引き起こしたものであることを意味しているだろう。しかもこの状況は後述するように前七五年以降もおそらくそれほど変わらなかった。前七五年以降というよりはむしろ、おそらく前七八年以降穀物調達の困難という状態は継続している³⁵と見て良い。

こうした状況に対して、元老院はどのように対処しようとしたのか。まず重要と思われるのは、既に言及したルクルスのミトリダテス戦争における命令権が、まさにこの時期与えられたことである。そして彼の命令権が、前六七年の命令権にとつての先例と言える異例なものであったことも注目に値する。この命令権は属州の枠を越え、小アジアの複数の属州にまたがるものであり、従ってグルーアンの整理に従うと③の意味で制度を逸脱している。また前六七年までの七年間、この命令権が継続したという点で、同じグルーアンの整理の②にあたる。この命令権は明らかに元老院の意向によってルクルスに与えられた。³⁵

そしてこれとならんでこの年、もう一つの元老院の対処として特に注目せねばならないのが、M・アントニウスへの

海賊掃討のための特別な命令権の付与である。プラエトルであったアントニウスに元老院が認めたプロコーンスル権限は、ルクルルスのそれをさらに越えて特定の属州に限定されない地中海全域の沿岸に及び、また前七〇年に彼が死去する時まで継続する、これも前六七年の先例となる異例な命令権であった。³⁶ 前七五年の直後に二つの相互に類似した異例の命令権が創出されたこと、しかも一つはミトリダテス戦争の、そしてもう一つが海賊掃討のためのものであったということ。これはこの頃元老院は、ミトリダテス戦争とそれがもたらした海賊問題を解決するためには制度を逸脱する方策もやむなしとの認識を持ってそれを実行したということを示唆している。

(2) 前七〇年代以降の穀物供給

ただしこれに関連して看過すべきでないのは、当時の食糧供給事情が海賊の横行によってのみ左右されていたわけではないことである。この時期の供給状況については、食糧の不足、価格高騰ないしは不足の危惧に関する史料の言及は少なくない。それは無論天候不順・疫病といった散発的な自然発生的原因にもよるが、これに加えて状況を恒常的に危険にさらしていた要因として、前二世紀末以降の都市の人口増大、商人の投機、(特に生産地における) 奴隷反乱、また増大する海外駐留軍への糧食の供給などが挙げられる。そしてとりわけ前一世紀に入ると同盟市戦争と、さらにはスルラ・マリウス等の軍事闘争とその余波が事態を悪化させていた。³⁷

他方、既に前二世紀後半以降、ローマではC・グラックスの穀物供給法導入をはじめとする食料調達・分配制度が徐々に整備され始めている。こうした新たな供給政策と制度の整備に対し、元老院は当初反発していたが、後には積極的に供給に関与するようになったこと、他方一般市民側もこうした権力側の姿勢を当然視する傾向を強めていた³⁸ということを筆者は先に別稿で指摘した。グラックス以降の、食糧問題への権力者による対処を整理してみよう。

前一〇二年に、元老院は海賊掃討のための特別任務をプラエトルであったM・アントニウスに与え、また、翌年には地中海沿岸諸国に対して、海賊制圧のために協力を要請することが民会で決議されている。⁽³⁹⁾一方、前一〇〇年頃に、「民衆派」の一人と見なされるC・アプレイウス・サトゥルニヌスが護民官として穀物供給法を新たに導入しようとしたが、これがおそらく海賊の横行と関係するだろうと思われるのは、ちょうど同じ頃、「海賊に関する法 Lex de pirate」が提案されているからである。⁽⁴⁰⁾

前七〇年代以降の多様な対処に関しては、一般的に言われるような「民衆派」の手法としての穀物供給政策とこれに対抗せんとする「門閥派」といった構図はもはやなりたたない。⁽⁴¹⁾前七八年から前七六年までの間、プロコンスルのP・セルウィリウス・ウァティアがキリキアで命令権を行使していたが、その一環として海賊掃討を行っている。⁽⁴²⁾前七八年には「民衆派」のコーンスル、L・アエミリウス・レピドゥスがスルラ期に廃止されていた穀物供給法を復活させようと試みた。⁽⁴³⁾一方で伝統的な方策も見られる。上述の前七五年には、アエディリスであったQ・ホルテンシウス・ホルタルスが、翌年にも同じくアエディリスのM・セイウスが私費で市民に穀物を無料分配しているし、前七五年のクワエストルであったキケローも赴任地のシキリアから穀物をローマに送らせている。⁽⁴⁴⁾そして前七三年にはレピドゥスが果たせなかった穀物供給法の復活が、両コーンスルの提案により実現した。元老院の意向によって成立したこの穀物供給法が、穀物供給法イコール民衆派的手法という穀物供給の従来のあるべきことを転換させたことについては既に別稿で論じているのでここではこれ以上触れない。⁽⁴⁵⁾

前二世紀後半以降の食糧供給制度の漸進的な整備。これに伴う供給を権力者の責務と見なす潮流。その一方で全体的・慢性的な食糧供給の危機的状況という現実。こうした素地に、海賊問題の深刻化が加わったのが、前七〇年代であるということである。この状況に至って、元老院は食糧供給の安定化のために従来姿勢を変えることすら辞さなくなった。その表れが一方では前七三年の法であり、他方では供給を阻害する要因を排除するための方策、すなわちルク

ルルスとアントニウスの命令権であった。

しかしながら、元老院のこの「方向転換」にもかかわらず、この時期の食糧供給事情は抜本的に改善されなかった。

アントニウスは地中海西部では部分的な成功を治めたにも拘わらず、同じ頃にシキリアでは総督ウェッレウスが海賊に苦しめられているし、なによりもアントニウスは海賊の本来の勢力圏である東部では大敗北を喫している。⁽⁴⁶⁾ また当初成功を収めていたルクルルスは戦争を終息させ得ずにいた。⁽⁴⁷⁾ 一方で前七〇年にコーンスルのM・クラッススが再び私費を投じて都市市民に穀物の施与を行っていることは穀物供給自体の状況も改善されていないことを示唆しているといえよう。⁽⁴⁸⁾ そして海賊の跳梁は、前六〇年代初頭にむしろ激化することとなり、前六七年にはついにオステティアまでもが直接海賊の攻撃を受ける事態が発生する。⁽⁴⁹⁾

効を奏しない海賊掃討の試み、そしてローマの主要港への直接攻撃、その中でこの年に再び起きた穀物の価格高騰は、どうやら実際に穀物供給が滞ったというよりも住民の不安による買い占めが原因だったようだ。しかしいかなる原因にせよ穀物の入手困難という事態に変わりはなく、パニックに陥りかけた都市住民がこの段階で前七五年と似た暴力行為に走ったという叙述はないものの、容易に走りえたことは、後にガビニウスの提案が元老院と他の政務官の激しい抵抗を受けた際に実際に起きた騒乱が明らかに示している。

元老院はこの時期、前七四年以降の対処を継続していた。それは一面ではルクルルスによる小アジアそのものの軍事行動の継続であり、また他面ではアントニウス亡き後、前六八年以降にやはり元老院の中心的議員であったQ・カエキリウス・メテルルスのクレタ派遣という形で表れている。⁽⁵⁰⁾ しかしこの方法では前六七年の事態が防げなかったことは明らかである。

終わりに――ガビニウス法はなぜ導入されたのか――

以上をまとめてみよう。ガビニウス法の直接の理由として挙げられた海賊問題は、ミトリダテス戦争と連動していた。その点で、ガビニウス法と翌年のマニリウス法は一連の目的で創出されたものであり、最終的にはミトリダテス戦争の命令権を目指したものであった、という推測は自然であろう。また当時の政界におけるポンペイウスの立場を考慮しても、そしてガビニウスとポンペイウスとの関係を考えに入れても、ここに政治的思惑がなかったと考えることはできない。実際、史料はすべてその脈絡でガビニウス法成立を説明している。

史料の挙げる元老院の具体的な反対理由は、表向きは制度に関わる理由に終始している。その典型的な例は、単独の人物への権力の集中を危惧するカトゥルスの言葉であろう。彼は続く前六六年の命令権についても同じ理由から反対している。⁽⁵¹⁾ この原則論そのものが、グルーアンの言うように意味を持たないと考える必要があるまい。⁽⁵²⁾ しかしながらウエレイウスが述べる微妙な言葉は、元老院の反対の理由を端的に表しているように思われる。すなわち「しかし時によっては、上の例のような（異例の命令権を得る）者の性質が敵意を増しも軽減もする…なぜならば…人は異例の権力を、自身の恣意によって手放したり、保持したりするであろう者達に与えることを躊躇するからである…（この理由で）最良の人々は（ポンペイウスに命令権を与えることに）反対する提案をした。しかし良き助言は暴力的な刺激に破れたのだ」。⁽⁵³⁾ この時、ポンペイウスへの命令権付与に反対した者達は、単独の人物への巨大な命令権付与という事態にも躊躇したかもしれない、しかし彼らがより懼れたのは、単なる単独の人物ではなく、ポンペイウスという、単独の人物に権力が集中することであつたのだろう。

しかし海賊問題の実情に踏み込むと、単純に「民衆派」的戦略として二つの法を理解することも無理があるように思える。ここで注目すべきなのは、上で見たように元老院はガビニウス法に反対しながらも、それが持続しなかつたこと

である。プルタルコスの叙述を信じるならば、ガビニウスが提案をなした段階では、「カエサルを除く全ての元老院議員が反対した」にも拘わらず、カトゥルスはコンティオーにおいて市民がポンペイウスを求めて譲らないという状況に直面して、自説を撤回し、その他の元老院議員達も、都市住民がガビニウスを支持して騒乱するとあっさり引き下がった。前六六年の護民官マニリウスによるポンペイウスへの対ミトリダテス命令権についてはキケローの演説が残っているのだが、それによつて唯一反対を表明したカトゥルスもすぐさま意見を撤回し、その他には元老院内には前年のような反対はなかった。⁽⁵⁴⁾そしてなによりも、命令権取得直後にポンペイウスが副官を選定した時、そこには元老院議員の主だった者達が含まれていたが、彼らは誰もこの任命を拒まなかったし、その後もポンペイウスに協力を惜しまなかったようである。⁽⁵⁵⁾

なぜ元老院は反対を容易に翻したのか。そこには海賊問題の最大の焦点であった食糧危機の深刻な状況が作用していた。さらにはそれを含める前二世紀後半以降のローマの穀物供給の全体的な状況があったと考えられるのである。それは端的には、前七五年のような食糧危機の際の都市住民の騒乱という形で表出する。この後で元老院は制度を逸脱する命令権を創出した。それは必ずしも騒乱する民衆を懼れてのことだけではあるまいし、彼らを味方としようという戦略だけでもあるまい。⁽⁵⁶⁾むしろ、当時の元老院自体に、穀物供給を責務と見なす新たな意識が定着しており、その意識に従うならば、こうした状況は異例の命令権を創出するだけの、まさにかつてのポエニ戦争やヒスパニアの状態に等しい「非常事態」であつたがためにこそであろう。統治する者の、責務に関するこの新たな意識が、前六七年に都市住民の騒乱——一般市民がコンティオーでガビニウス法案に反対する政務官を野次り倒し、またガビニウスに暴力を加えようとした元老院議員達に都市住民が襲いかかるといった⁽⁵⁷⁾——に直面した時、事態の改善のために制度を再び逸脱することに対しての逡巡は持続することはなかった。問題として残ったのは政治戦略とその結果としてのポンペイウスへの新たな権力獲得手段という側面だけであり、それすらも穀物供給の安定化と都市住民の沈静化の可能性の前には容易に容認

されることになった結果がガビニウス法の成立であった。

海賊とミトリダテス戦争という明確に軍事的性格を帯びた前六七年及び前六六年の命令権の最大の任務は従って、ポンペイウスが当初それを認識していたか否かはともかく、穀物供給の安定化ということになる。実際、ポンペイウスがガビニウス法によって命令権を取得するや穀物価格は安定化し、四〇日間で地中海上の海賊は掃討された。⁽⁵⁸⁾ 穀物供給問題は一応の解決を見た。しかし前五七年に再び深刻な食糧危機が起きた時、都市の一般住民も、そして「良き人士達」も即座にポンペイウスに再び穀物供給の安定化を目指す責務を委任したのである。⁽⁵⁹⁾

- (1) Plut., *Pomp.*, 25-26; Appianos, *Mithr.*, 94; Cic., *Imp. Cn. Pomp.*, 44; 52-58; Vell., 2, 31, 2; Dio, 36, 23, 37; Liv. Per., 99. 使用できる人員数や金額等に関しては、史料によって食い違いがあるが、本論ではその差は問題としない。
- (2) App., *Mithr.*, 94; Sall., *Hist.* 3, 2; Cic., *Verr. II*, 2, 8; 3, 312.
- (3) Plut., *Pomp.*, 30; Cic., *Imp. Cn. Pomp.*, passim, esp. 60; *Fam.*, 1, 9, 11; *Phil.*, 11, 18; Vell., 2, 33, 1; App. *Mithr.*, 97; Dio, 36, 31-36; 42-44; Liv. Per., 100.
- (4) Plut., *Pomp.*, 43-46; Liv., Per., 101. Gelzer, M., *Pompeius*, München, 1959 (Zürcher Gelzer 表記), pp.122ff. Kallet-Marx, R., *Hegemony to Empire, The Development of the Roman Imperium in the East from 148 to 62 B.C.*, Berkeley/Los Angeles, 1985 (Zürcher Kallet-Marx 表記), pp.323ff. Meier, Ch., *Res publica amissa*, Wiesbaden, 1966 (Zürcher Meier 表記), pp.267; 270ff. は、同じくポンペイウスと元老院との本格的な対立が始まると思ふ。
- (5) Gruen, E., *The Last Generation of the Roman Republic*, Paperback ed. Los Angeles, 1995 (1st. ed. 1974), pp.534ff. に整理されている。
- (6) 前八二年、スルラによりシキリアとアフリカ遠征のため、前七八年対レピドゥス戦のため、前七七一七四年、対セルトリウスのためのそれぞれプロプラエトル権限。前六七年、海賊掃討のためのプロコンスル権限。前六六年、対ミトリダテスのためのプロコンスル権限。前五七年、食糧供給 Cura annonae のためのプロコンスル権限。そして前五一年には「同僚無きコンスル」に就任。
- (7) 例えば Mommsen, Th., *Römisches Staatsrecht*, Leipzig, 1887, Bd.II, pp.647ff; Gelzer, pp.67ff.; Meier, pp.169ff.; Badian, E.,

- Foreign Clientelae*, 264-70 B.C., Oxford, 1958, p.288.; Syme, R., *The Roman Revolution*, Oxford, 1939, pp.293ff.
- (8) 吉浦 (現在:宮崎) 麻子「ポンペイウスのクラー・アノーナーエ」『西洋史学論集』第三二輯、一九九三、一五—二七頁。
- (9) Gruen, pp.534ff.
- (10) Cic., *Imp. Cn. Pomp.*, 60: Non dicam hoc loco maiores nostros semper in pace consuetudini, in bello utilitati paruisse..... non dicam duo bella maxima, Punicum atque Hispaniense, ab uno imperatore esse confecta 「ソレド我々の祖先が平時においては慣習に、戦時においては実益に従ったことは言へませぬ……」この最大の戦争、ポエニ戦争とヒスパニア戦争が単独の最高指揮者によって終結したと云ふことだ」。
- (11) Gruen, pp.535ff.
- (12) Gruen, 537f.
- (13) ガビニウスは護民官(前六七年) およびコーンスル(前五八年) 就任中に複数の法案を提案し、可決させている。従って、「ガビニウス法」と呼ばれるものも複数存在するが、本論では考察の対象としている。前六七年の海賊掃討のための命令権を導入した法のみを「ガビニウス法」と呼ぶことにした。
- (14) Plut. *Pom.*, 25; Cic. *Imp. Cn. Pomp.*, 44; Dio, 36, 24, 1-3.
- (15) Plut. *Pomp.*, 26; Dio, 36, 16, 3; 36, 24, 8.
- (16) Plut. *Pomp.*, 26.
- (17) App., *Mithr.*, 94-95.
- (18) Gelzer, p.70; Syme, p.31f; Kallet-Marx, pp.311ff.; Wiseman, T.P., *The Senate and the populares*, 69-60B.C., *The Cambridge Ancient History*, 2nd. ed. vol.9, Cambridge, 1994, pp.330ff.
- (19) 護民官としての例を挙げて Cic. *Att.*, 5, 2, 12; 6, 1, 5 コーンスルとしての例を挙げて Cic. *Dom.*, 23; 55; Liv. *Per.*, 105. Cf. Gruen, p.143; Syme, p.31.
- (20) Plut. *Pomp.*, 25: 「ポンペイウスの取る巻の一人」。¹⁰ 同、p.48. Syme, p.31, Gruen, p.63.
- (21) 有名な例を挙げて Cic. *Fam.*, 8, 1, 3 のカエリウスの言葉: 「彼(ポンペイウス)は、いつも考えていることと話すことが違つてゐる」。¹¹ 例を挙げて Plut. *Pomp.*, 30. ソレド、前六六年に關して Vell. 2, 33, 2. Cf. Gelzer, pp.72ff.
- (22) Plut. *Pomp.*, 22-23; Gelzer, pp.60ff.; Badian, pp.267ff.; Syme, pp.29ff.
- (23) Kallet-Marx, pp.261ff; pp.292ff. Sherwin-White, A.N., Lucullus, Pompey and the East, *The Cambridge Ancient History*, 2nd. ed. vol.9, Cambridge, 1994, (24) Sherwin-White の解説, pp.227ff. W.Z. ルーカッセンバフ「シテリヌス六世エムパトル＝

ディオニシオス——ローマ秩序の的なのか犠牲者なのか——」（『躍動する古代ローマ世界：支配と解放運動をめぐって』（理想社、二〇〇二）四九頁以下および 田村孝「シトリダテス六世のインデオロキータとプロパガンダについて」『西欧史研究』新輯二三、一九九四、一頁以下参照。

- (24) Pauly-Wissowa, *Realencyclopädie der klassischen Altertumswissenschaft* (以下『RE』と表記), 'Licinius', Nr.104, Sherwin-White, pp.233ff.
- (25) Cic. *Imp. Cn. Pomp.*, 26; *Sest.* 93; Plut. *Luc.*, 33; 35; App., *Mithr.* 90; Vell., 2, 33, 1. Gruen, p.131.
- (26) RE., 'Acilius' Nr.38. この時期、ルクレティスの東方におおむね行動とは批判があり、指揮者交替の気運が高まっていた。しかし元老院がその対応として独自の方策を執ったことは、Kallet-Marx, p.313. cf. Sherwin-White, pp.239ff.
- (27) Cf. Meier, p.148. Keaveney, A., *Lucullus: A Life*, London/New York, 1992, pp.120f.
- (28) Kallet-Marx, pp.312ff. esp. p.315.
- (28) Plut. *Pomp.*, 25 (前六七年) 30 (前六六年)° Cic.*Imp. Cn. Pom.*, 52-53; 60; Vell., 2, 31, 3-4; Dio, 36, 36, 1-4.
- (29) 例として Garnsey, P., *Famine and Food supply in the Graeco-Roman World*, Cambridge, 1988 (以下『Garnsey』と表記), pp.134ff.; Casson, L., *Travel in the Ancient World*, Baltimore/London, 1994, pp.72f.
- (30) App. *Mithr.*, 91-93; Plut. *Pomp.*, 24. Cf. Cic. *Imp. Cn. Pomp.*, 33-34. Rickman, G., *The Corn supply in the Ancient Rome*, Oxford 1980, (以下『Rickman』と表記), pp.50f.
- (31) Sall. *Hist.*, 2, 45.
- (32) Vanderbroek, P. J. J., *Popular Leadership and Collective Behavior in the Late Republic*, Amsterdam, 1987 (以下『Vanderbroek』と表記), p.153; p.220.
- (33) Plut. *Pomp.*, 24; App. *Mithr.*, 92-93. Gruen, pp.35f.; pp.68ff. ニューハムデン、前掲論文、20頁参照。
- (34) Sall. *Hist.*, 2, 47; Peal, G., Die Rede Cottas in Sallusts Historien, *Philologus* 109, 1965, pp.80ff.
- (35) Plut. *Luc.*, 6-7; App. *Mithr.*, 72; Cic. *Mur.*, 33. ルクレティスの命令権取得の年代に関する議論については Broughton, T. R. S., *The Magistrates of The Roman Republic*, New York, 1951 (reprinted Atlanta, 1996) (以下『MRR』と表記), vol.2, pp.106ff.
- (36) 註文に加えて Vell., 2, 31, 3-4; Liv. *Per.*, 97; Rickman, p.50; Garnsey, p.200. この年アントニウスに異例の命令権が付与された背景としては、彼の父が前101年に挙げた海賊掃討の（凱旋式をもたらし）成果の記憶があったのではないだろうか。 Cf. RE., 'Antonius', Nr.29.
- (37) Obseq., 46; Cic. *Planc.*, 64; *Verr II*, 3, 215; Diod., 37, 24; App., *BC.*, 1, 67-70; 1, 76-88; Plut. *Mar.*, 42.

- (38) 宮崎麻子「ローマ共和政末期の穀物供給政策」『西洋史学』第一九三号、二〇〇〇、一三三-四四頁。
- (39) *MRR.*, vol.1, p.568; p.569, n.2; *RE.*, 'Antonius', Nr.28.
- (40) *Cic. De Or.*, 1, 18, 82; *Har. Resp.*, 43; *Liv. Per.*, 68. Rickman, p.50. ただしサトゥルニヌスの穀物法の年代は確定できず、*cf.* Mattingly, H. B., Saturninus' Corn Bill and the Circumstances of His Fall, *The Classical Review* 19, 1969, pp.267ff; Hands, A., the Date of Saturninus' corn Bill, *The Classical Review* 22, 1972, pp.12ff.
- (41) 穀物配給に対する元老院の積極性を認める点では一致しつつも Gruen と著者の見解は、この点では分かれる。すなわち Gruen がこのような元老院の積極性を本来的なものとし、それゆえに穀物供給法自体を「民衆派」的手法と理解することと否定的なものに対し、著者は元老院の積極的姿勢は前七〇年代以降のものと考え、Gruen, p.35; p.385f. および宮崎前掲論文、二六-二八頁。
- (42) *Cic. Verr.* II, 1, 56; *Leg. Agr.*, 2, 50; *Oros.*, 5, 23; *Liv. Per.*, 93. Hassal, M./Clawford, M./Reynold. J., Rome and the Eastern Provinces at the End of the Second Century B.C., *The Journal of Roman Studies*, 64, pp.195ff. Kallet-Marx, pp. 294ff.
- (43) *Gran. Licin.* 34. ハトリリナス・レウシナス家と穀物供給との伝統的関わりについて Alley, A., Les Aemilii Lepidi et l'approvisionnement en blé de Rome (II^e-I^{er} siècles av. J-C.), *Revue des études anciennes* 102, 2000, pp.29-52. esp. 39ff.
- (44) *Cic. Verr.* II, 2, 3, 215 (ホネンシナス)° *Cic. De Off.*, 2, 58 (ヤナス)° *Cic. P. Red. in Sen.*, 21; *Div. in Caec.*, 2; *Verr* II, 2, 3, 182; 215-216; *Plut. Cic.*, 1, 4; 6, 1-4. (キヤロー)
- (45) 宮崎前掲論文、三七頁。またこの法が穀物生産地であるシキリアからの穀物強制買付けを定めたことによつて、穀物の分配に大きな調達面でも新たな要素を取り入れたことと、*Cic.*, *Verr* II, 3, 163; 5, 52. を示唆する。
- (46) *Sall. Hist.*, 3, 2, 3; 3, 5, 8; *Flor.*, 1, 42, 3; *Diod.*, 40, 1, 1; *Liv. Per.*, 97. ハシマンヌスについて *Cic. Verr* II, 5, passim.
- (47) Kallet-Marx, pp.313ff.
- (48) *Plut. Crass.*, 12, 2.
- (49) *Cic.*, *Imp. Cn. Pomp.*, 33; *Dio.*, 36, 22. *Cf.* *Plut. Pomp.*, 24.
- (50) *Cic. Flac.*, 30; 63; 100; *Brut.*, 1, 8; *Liv. Per.*, 98; *Vell.*, 2, 34, 1.
- (51) *Plut. Pomp.*, 25 (前六七年)° 30 (前六六年)° *Cic. Imp. Cn. Pomp.*, 52-53; 50; *Vell.*, 2, 31, 3-4; *Dio.*, 36, 1-4.
- (52) Gruen, pp.534ff.
- (53) *Vell.* 2, 31, 4: Sed interdum persona ut exemplo nocet, ita invidiam auget aut levat.....enim.....in iis homines extraor-

dinaria reformidant, qui ea suo aritrio aut deposituri aut retenturi videntur et modum in voluntate habent. Dissuadebant optimates, sed consilia impetu victa sunt.

- (7) Plut. *Pomp.*, 25; Cic. *Imp. Cn. Pomp.*, 49ff (堀長中冊)° Plut. *Pomp.*, 30 (堀長大冊)° Cf. Gruen, p.535.
- (8) App., *Mithr.*, 94-95. Cf. *MRR.*, vol2, pp.148f.
- (9) Cf. Garnsey, pp.208ff.
- (10) 堀中冊° Cf., Mouritsen, H., *Plebs and Politics in the Late Roman Republic*, Cambridge, 2001, p.47.
- (11) Plut. *Pomp.*, 26; App. *Mithr.*, 95; Cic. *Imp. cn. Pomp.*, 53.
- (12) Cic. *Att.*, 4, 1, 5f.